

令和8年度

「生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取り組みを示した資料」

八王子市立船田小学校

【暴力的な指導（体罰）の根絶及び児童・生徒理解に基づく指導の徹底】

- ◎管理職から校内の全教職員に対し、職員会議等で教育公務員としての服務及び職務上の義務などについて適宜指導をする。
- ◎学校経営の中心に「人権尊重教育の推進」「確かな学力の定着」「自己肯定感の育成」を置き、教育活動全体を通して、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。互いの良さや可能性を發揮できる学習環境づくりに取り組む。

<生活指導の方針・体制>

○教育計画『生活指導』の作成と確認

⇒全体計画、安全指導計画、避難訓練計画、特別支援教育校内委員会、いじめ防止、給食指導、清掃指導、学校保健計画

○部内の分掌

- ・校内生活指導（全体計画実施評価、週番編成、生活夕会、生活の約束、生活目標 船田スタンダード）
- ・生活安全、交通安全
（交通安全教室、安全指導、下校指導、長期休業対策、不審者訓練、セーフティ教室、SNS指導）
- ・災害対策、避難訓練
（避難訓練、引き取り訓練、引き取り者名簿作成、安全点検、地区班集団下校訓練）
- ・校内美化（清掃指導計画、分担・清掃用具等管理、落し物、上履き、校内環境整備計画、美化活動）
- ・保健指導
- ・体力向上
- ・食育、給食指導

○いじめ対策委員会、校内委員会、教育相談との連動

○八王子市立船田小学校 いじめ防止基本方針（年度ごと見直し）

- ・教職員確認、HPにて公開（地域・保護者）

○生活指導アンケートの実施

- ・いじめや不登校等に至る原因の早期発見のために実施。

（子ども見守りシート。気になる児童調査、相談できる大人の調査、年3回のいじめアンケート）

○ふれあい月間の取り組み（6月・11月・2月）

<体罰防止のための取り組み>

○自己申告面接

- ・当初申告・中間申告・最終申告の面接に生活指導や体罰に関する意識について確認。必要に応じて指導を行う。

○体罰防止セルフチェックシート（毎月）

- ・全教員に配布し、管理職が確実に回収し毎月状況を把握する。必要に応じて管理職が聞き取りを行う。

○服務事故防止月間（7月、8月、9月、12月）

- ・スローガンの作成（体罰ゼロ宣言ポスターの作成と掲示）

○校内研修の実施

- ・夏季休業中の研修及び体罰に関する事例研究及び自己点検の実施